

昭和56年10月12日発行

広報

10

にしごう



| 村民のうごき | |
|----------------|---------------|
| 人口 | 12,861人 (+19) |
| 男 | 6,425人 (+11) |
| 女 | 6,436人 (+8) |
| 世帯数 | 2,987世帯 (+4) |
| 9月1日現在(一)は対前月比 | |



元気はつらつ
力走!!
迷走??

スポーツの秋



第二回西郷村老人
スポーツ大会から
力走の一コマ。



いつまでも長生きして!!

昭和五十六年度西郷村敬老会

去る九月十四日、午前十時より熊倉小学校体育館において、村内の七十歳以上のお年寄り多数招待し、盛大に行われました。

村長の『いつまでも長生きして来年も逢える日を楽しみに』のあいさつのあと、それぞれ代表の方に、村の敬老年金、県の敬老祝金、記念品が贈呈され、来賓多数の中から、村議会議長、県知事、佐藤県会議員の祝辞があり、最後に米村の菊地幸さんが代表して謝辞をのべ式を終了しました。



秋の深まりを感じながら……

第十回西郷村民登山大会

恒例となつた西郷村民登山大会は、今年で十回目を数え、総勢四〇五名の参加者を得ることができました。

九月二十三日、昨夜の雨も上がり、登山開始点の那須登山口に着いたときには、青空の広が

る絶好の登山日となりました。この日参加した四〇五名のうち、最年少は五才、最年長は七十一才とバラエティに富み、本大会をもり上げてくれました。

準備体操を終え、九時三十分

引継き昼食をとりながら、村内の保育所や幼稚園の園児たちのリズムや歌、婦人会の踊りや民謡を聞きながら楽しく一日をすごしました。



二十二班に分かれて登る姿は、壯観そのものです。朝日岳を過ぎ北湯分岐点を通り、赤面山頂へ至る登山コースは、家族連れでも楽しめ、眺望は登山者の心を強く印象づけてくれます。那須の山々は、赤く色づき始め、深まりゆく秋を満喫しながら赤面山山頂での楽しい昼食。午後四時には、全員が無事に下山することができました。一人一人の顔に笑みがこぼれ楽しい一日だったようです。最後にこの登山大会が、永く続くことを願い又、無事下山したことに対する「バンザイ」を三唱して終えました。

「シートベルト」しめれば締まるこころまで



西白河郡老人スポーツ大会も開かれる
西白河郡老人スポーツ大会も開かれる
西白河郡老人スポーツ大会も開かれる
西白河郡老人スポーツ大会も開かれる

健康づくりに楽しい一日

西白河郡老人スポーツ大会も開かれる

去る九月五日、お年寄の方が心待ちにしていた「第二回西郷村老人スポーツ大会」が新装なった総合グランドで華やかに開催されました。当日は秋晴れのもと、元気なお年寄りが選手、応援併せて四〇〇名がつどいあい楽しい一日、若返りの一日となりました。

血压測定、ゆっくり急げ、ボーリーのリレー、夫婦円満など珍種目に汗を流し、迷走、珍プレーに爆笑をさそい、老いを忘れてスポーツを心ゆくまで楽しんでおりました。

楽しみの中で第三老人クラブ（熊倉）が優勝、第一老人クラブ（山下・新田）が準優勝を飾りました。

お年寄りの仲間づくり、健康新規約二百人が参加して、住民の親善を深めよう!と今年からお年寄りの方の活躍に郷土の躍動を感じたひとときでした。

老人クラブ連合会をはじめとして管内七町村八チーム（矢吹町は二チーム）が参加、ユーモアの中にも精鍛された技を競い合いました。「地元に栄冠を!!」の声に応えて見事に優勝をなしとげました。

実りの秋、錦秋晴天のもとに、お年寄りの方の活躍に郷土の躍動を感じたひとときでした。

西郷村折口原グランドで、地区住民約二百人が参加して、住民の親善を深めよう!と今年から行なわれたものです。

同行政区を五つに分け、五チ

ームによりトーナメント方式で

勲六等瑞宝章に輝く鈴木さん

鈴木平吉さんは、春の叙勲で勲六等瑞宝章を受賞されました。鈴木さんは、昭和十三年六月から昭和四十九年六月までの苦節三十六年、郵便配達一筋にやつてこられ、当年六十五才という若さで受賞されたものです。

一方、精銳を一堂に、第三回の「西白河郡老人スポーツ大会」が

今年は西郷村が会場となり本村総合グラン

ドで開催されました。九月十七日、村

鈴木さんは、夜中に電報をつたことが一番の思い出だということです。

勲六等瑞宝章は、県内で三人受賞し、この栄誉に輝いた鈴木さんは、「三十六年間まさにやつたのが良かったのです。受賞できて大変うれしい」と、また奥さんも「もらえることは思わなかつた。もらえてうれしい」と受賞の喜びを話してくれました。

黒川行政区で親善ソフトボール 優勝は黒川チームに

黒川行政区で親善ソフトボール 優勝は黒川チームに

争われた結果、黒川チームが、熱戦の末、勝利をおさめました。

この地区には、このような行

政区ぐみの行事が、ほとんどなかつたため、これを機会に行

事の定着化を図り、より一層の親善と地区的盛り上がりが期待されます。

結果は次のとおりです。
（決勝）

黒川チーム13-10柳沢チーム



交通安全看板コンクール実施



各交通安全母の会から力作・強作

去る九月十八日、秋の全国交通安全運動の前に、

西郷村、交通安全母の会（熊倉・小田倉・甲子）による交通安全立看板コン

クールを実施しました。

立看板は、各分会からいろいろなアイディアの作品が数多く出品され、村長、交通安全対策協議会役員、警察官により慎重に審査した結果次のように決まりました。

第一位 下羽太母の会

第二位 柏野母の会

第三位 虫笠母の会

第四位 小田倉母の会

第五位 甲子母の会

これについての表彰式は、十月の西郷村交通違反防止コンクールの表彰と同席上において表彰することになります。

また、出品された看板は、各部落に持ち返り、路肩に立てられ交通安全の啓蒙に一役かっています。

また、この上位に入賞した看板を白河警察署管内の中でも立看板コンクールを実施する予定でありますので、その時はみなさんも競い合ってご参加下さい。

安全運転5則



1. 安全速度を必ず守る。

2. カーフの手前でスピードを落とす。

3. 交差点では必ず安全を確かめる。

4. 一時停止で横断歩行者の安全を守る。

5. 飲酒運転は絶対にしない。

農繁期の火災予防について

今年もいよいよ農繁期が近づいて来ました。各農家にとつて一年じゅうで最も忙しい時期です。

仕事で家を出る時、ついうつかりなどと言うことのないよう、念には念を入れてもう一度家の中など火の元の点検を行ない、習慣づけるようにしましよう。

又留守中、子供だけになつてしまいがちです。子供の火遊びから思いがけない恐しい火災ともなりかねません。マッチやその他危険な物は子供達の目にかかるまい。

屋外での火の取り扱い方も大切です。気候もほどよく何をするにも最適ですが、同時に空気も乾燥してきます。草木も次第に紅く枯れてきて、火がつきやすくなりますが、落葉の焼却など焚火を実施する家庭がふえてきますので行なう前には必ず消火の用意をし、

焼却中はなるべくその場を離れて風が出たら中止し、終了したなら完全に消火しましょう。山に入る場合も火の取り扱いには充分注意し、タバコの投げ捨てなどはぜつたに禁物です。以上のように防火に関して掲げたいくつかのチェックポイント（注意事項）を守り、災害のない明るい実の秋としたいものです。

西郷分署広報係

TEL 五一一五三四



消防活動実施訓練です。

安全は「シートベルト」と「スピードダウン」

国民年金制度

老齢年金、通算老齢

〈併給の調整〉

現況届は、年に一回、受給者の生存について確認し、引き続いて年金を支給するかどうかを決定するものです。

現況届の提出時期は、老齢年金、通算老齢年金では「受給者の誕生日の末日」となっています。

現況届の用紙（ハガキ）は、毎年受給者の誕生日の初めに、社会保険庁から受給者あてに送付されます。その用紙に必要な事項を記入し、市町村長の証明をうけ、「誕生日の末日」までに社会保険庁に提出して下さい。

現況届が提出されませんと、以後引続いて年金を支払っていかどうかの判断がつきませんので、現況届が提出するまでの間、年金の支払いが差し止められます。

なお、現況届の用紙はよごしください。折り曲げたりしないようにしてください。

制限がある二つ以上

広報にしごう

第148号

ます。いざれも「有利な年金」一つを選択してうけることになります。

現況届は、年に一回、受給者の生存について確認し、引き続

うになつても、同時に二つ以上の年金をうけることはできませ

ん。

このようなときには、受給者にもつとも「有利な年金」を一つ選んでうけ、その他の年金は全額支給停止されます。

〈有利な方を選択〉

たとえば、障害年金の受給者が六十五歳になると、老齢年金の受給権も発生します。この場合

受給権者が死亡したときこんな手続きが必要です

〈受給権者死亡届〉

国民年金は、受給権が発生した月の翌月から、受給権が消滅した月まで年金をうけることができます。

すなわち、権利が発生した月ま

で、現況届が提出するまでの間、年金の支払いが差し止められま

す。

年金をうけることができます。また障害年金をうけている妻が、夫の死亡により母子年金に該当するケースもあります。準

求書が必要ですが、受給権者が死亡したときにも「受給権者死亡届」が必要です。この届が

遅れ、誤って年金を受けとつた場合は、後日、遺族の方に死亡後に支払った年金を返していました

だくことになります。

〈未支給年金支給請求書〉

併給の調整は福祉年金も同様ですが、単に国民年金制度だけにとどまらず、他制度とも調整されます。

二つ以上の年金をうけられるようになつたときには、すみやかに届けましょう。

そのまま両方の年金をうけていると、返納することになります。

相談コトナリ

加入期間の計算

国民年金の加入期間は、どのように計算されますか。

たとえば、四月三十日に加入したときは、前後の加入期

間は合算されます。この場合「月」を単位として、加入した月から脱退した月の前月まで算入します。

たとえば、四月三十日に加入すれば、四月から加入期間となり、七月一日に脱退すれば、六月まで加入期間となります。

たとえば、四月三十日に加入すれば、四月から加入期間となり、七月一日に脱退すれば、六月まで加入期間となります。

たとえば、四月三十日に加入すれば、四月から加入期間となり、七月一日に脱退すれば、六月まで加入期間となります。

このほか、国民年金法施行までの準備期間である三十五年十年一日から三十六年三月三十一日までの期間は、加入期間とされません。

未支給年金をうけることができる遺族の範囲は、受給者といつしょに生活していた配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹で、この順位で先順位の方に支払われます。



吟遊詩人

ピアノのテスト

小田倉小

三年 小柳留美子

九月二十三日、ピアノのテストをうけた。

私は、十二きゅうだ。

むねが、

「ドッキン。ドッキン。」

と、大きな音をたてて、なつて

いる。

私のばんがきた。

手がふるえている。

だんだんちようしがでてきた。

ドキドキもだんだんおさまった。

私のばんは、終わつた。

「ほつ。」

と、ためいきをついた。

でもまだ、ドキドキしている。

私は、「うかつていてるかな？」

と思つた。

つぎの週、ピアノに行つた。

私はうかつた。

そしてまた、「ほつ。」

とためいきをついた。

(6) 広報にしごう

第 148 号

国税だより

◎ 土地や建物を売ったときの税金

土地や建物を売ったときの利益を譲渡所得といい、この譲渡所得に対して税金がかかるります。譲渡所得は次の算式によつて計算します。

譲渡所得 = 譲渡価額 - (取

得費 + 譲渡費用)

譲渡価額とは、売った土地や

建物の売却代金で、取得費とは

%とすることができます。譲渡

費用とは、その土地や建物を売

るときにつかつた仲介手数料や

測量費、立退料などです。

譲渡所得は、昭和四十三年以

前に取得したものを持ったときの長期譲渡所得、昭和四十四年以後に取得したものを持ったときの短期譲渡所得とに区分され、

それは計算方法や税率が異つ

ています。

また、自分の住んでる建物や敷地を売つたり、学校や道路をつくるために土地等を売つたときなど、特殊な譲渡の場合には、

一定の条件にあつてはまるど、最

成長の中での発展、安定成長期を迎えての共同募金の変化、こ

れからも「心の輪を保つために」

共同募金運動をみんなの手で育ててまいりましょう。

育ててまいりましょう。

成長の中での発展、安定成長期を迎えての共同募金の変化、こ

れからも「心の輪を保つために」

共同募金運動をみんなの手で育ててまいりましょう。

成長の中での発展、安定成長期を迎えての共同募金の変化、こ

れからも「心の輪を保つために」

共同募金運動をみんなの手で育ててまいりましょう。

成長の中での発展、安定成長期を迎えての共同募金の変化、こ

れからも「心の輪を保つために」

共同募金運動をみんなの手で育ててまいりましょう。

昭和五十六年度共同募金

「共同募金」、今ではみなさ

りますこの募金、その始まりを振り返つてみましよう。

戦後の荒廃の中に昭和二十二年、財中央共同募金委員会(昭和二十七年現在の名称に変更)

により、共同募金運動が始められました。荒廃の中につづく社会福祉施設の維持及び公費援助によらず、社会福祉の処遇を図るべきであるとの政策のもとに貧困の克服、復員者等への援助といったことが目的となつてお

りました。

それ以来、三十四年私たちの

生活の向上とともに「貧困の克服」から「心の福祉、地域の福

祉」へと共同募金の目的も変化

して今日に至つております。

共同募金に寄せられた浄財は

今日では「一部特定の方のため

に」より「広く地域の福祉のため」、すなわち、みなさん自身のために配分、利用されるようになつております。

今日までの変遷を見るとわた

したちの歩みそのものといえま

しょう。

荒廃の中での萌芽、高度経済

総合球技大会

盛大に開催!!

—羽太地区—

羽太地区総合球技大会が盛大

に開催されました。

羽太地区体育協議会(会長・

海老名金男)主催による総合球

技大会が去る八月三十日に羽太

小学校において開かれました。

虫籠、上羽太、下羽太の各地

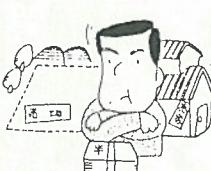
区より、小学生から中学・高校

生・一般まで総勢二百名を超えております。

高三千円までの特別控除の規定があります。

譲渡所得の計算など詳しいことは、最寄りの税務相談室

や税務署にお尋ねください。



「共同募金」にあなたのまごころを!!

健康で明るい社会を築こう！

十字 シール 共同募金

複十字シール運動は、結核や肺癌、その他の呼吸器疾患をなくして、健康で明るい社会をつくるための事業資金の募集と、これらの病気についての関心を深めていただく目的で行なわれるものです。今まで全国の多くの方々の善意によるご協力を得て、募金額も年々増加し、結果をなくすために大きな成果をあげてまいりました。

今年は村全体で募金総額六万一千円を目標に取り組んでいます。

去年(昭和五十五年度)の募金の成績

| 年 | 募金額 |
|-----------|-------|
| (昭和五十五年度) | 六万一千円 |

筒)二十五円で、皆様の心からのご支援と、ご協力をお願ひいたします。

事業の推進とあいまつて村民の健康と福祉の増進に寄与いたしました。

永年にわたり心からのご支援をいただき厚くお礼申し上げます。

永年にわたり心からのご支援

をいただき厚くお礼申し上げます。

募金使途

本県における募金使途は左記のとおりです。

| 使途 | 額 |
|----------------------|-------------|
| (一) 結核予防会本部納金 | 七二四、〇〇〇円 |
| (二) X線自動車・X線機械装置等整備費 | 三一五、〇〇〇円 |
| (三) 結核予防教育広報活動費 | 七二四、〇〇〇円 |
| (四) 結核予防会本部納金 | 七二九、九四〇円 |
| (五) 募金事務費 | 一一、七八四、九六〇円 |
| (六) 計 | 一一、七八四、九六〇円 |

福島県募金総額

一一、七八四、九六〇円

白河保健所管内募金総額
五〇七、〇〇〇円

一一、七八四、九六〇円

健康メモ⑥

子供の虫歯が一生の悩みに！

いま国民の九十五%以上が虫歯にかかっています。そのほとんどが乳幼児のときに虫歯になります。

一生を悩み通すことになることが多いります。虫歯は、單に歯の病気というだけでなく、リハビリテーションや治療など

奥歯で五歳ごろまでが歯の最も重要な時期ということです。

つまり前歯で二歳半ごろまで、永久歯に生え替わってからも子供のころの虫歯を受け継ぎ、いほど虫歯になり、歯並びも悪くなります。虫歯予防についての一番のポイントは、歯が生えてから二年ぐらいの間の対応の仕方です。その時期を無事に乗れば、その後の感染を恐れることはありません。

また、予防として三度の食事をバランスよく取り、おやつなどを漫然とやるのではなく、規則的に決まった時間に、決まった量を与えるということも大切です。

献血でもせ愛の灯 生命の灯

わが村では最高の献血三〇回

協力をお願いします。

次回 献血の日

十一月十一日(水)

巡回相談会開催について

わが村では最高の献血三〇回

稗返・鈴木 博さん、上野

原・細谷昭夫さんに、日本赤十字社より『銀色有効章』が贈呈されました。

わが村では最高の献血三〇回

稗返・鈴木 博さん、上野

普及と、ご理解により献血に対するご協力下さる方も年々増えています。

今後とも、皆さんの献血のご協力下さる方も年々増えています。

戦傷病者、戦没者遺族等援護法及び恩給法。内容は、複雑多岐のうえ広範囲にわたっており、戦没者遺族等の方々は容易に理

〈場所〉 西郷村生活改善センター

（日時） 昭和五十五年十一月十一日 午前九時～午後三時

解得しないことと思われます。

したがつて救済もれ又は時効完成による失権等の場合もあるため、これらを防止するため今回、次により相談会を開催しますので弔慰金、軍人恩給等に疑問の方は多数相談を受けられますようお知らせします。

（日時） 昭和五十五年十一月十一日 午前九時～午後三時

（場所） 西郷村生活改善センター





西郷村保育所大運動会から

参加しよう！

共に考えよう！

北方領土返還要求 のつどい

11月5日（木）に県文化センターで「第13回北方領土返還要求のつどい」が開催されます。

はほまい 蘭舞群島、しこなん 旗島、くじらじり 国後島、えと 拝島の北方領土は、我が国の固有の領土です。戦後36年間、ソ連に占拠されている北方領土返還を実現するため、政府はねばり強い外交交渉を進めています。

北方領土返還要求運動の全国的な盛り上がりを期するために、多くの県民の皆さんとのつどい参加をお待ちしています。

◇主催 総理府・北海道・北方領土をとりもどす福島県各界連絡会議

◇日時 11月5日（木）午後1時～午後3時30分

◇場所 県文化センター・大ホール（福島市春日町5の54）

◇行事内容 北方領土元居住者の訴え、県民代表の決意表明、返還要求アピール、アトラクション（民謡・吉田桃媛社中）

なお併催行事として、北方領土展が11月5日～10日の間、福島市のサンキョウ福島総本店で行なわれます。

（総理府）

村税などの

納期について

今月お納めいただく村税は、村県民税3期分、国民健康保険税4期分となつております。

納入期限はおのの10月31目までです。おわすれなく納入しましょう。

又、納入期限が過ぎたものでまだ未納になつてある村税などがありましたら至急納入いたしましょう。

なお、手間のかからない、気がるに、しかもわざわざ納入出来る振替制度による納入方法もあります。希望される方は税務課かもよの金融機関にご相談下さい。

文化講演会

開催のお知らせ

テーマ

私たちの生活と今後の政治
経済について

N H K テレビで大活躍の解説委員岡村和夫先生を招き、私たちの生活と日本の政治、経済の諸問題についてわかりやすく説明していただきます。

家族そろってお気軽にいで下さい。

▷とき 昭和56年11月10日（火）
午後6時30分

▷ところ 西郷村中央公民館

▷聴講料 無料

▷講師 N H K 解説委員
岡村和夫氏



昭和57年度

県立白河職業訓練校

募集要項

福島県立白河職業訓練校で訓練生を募集しています。将来共に安心して職業を続けるための職業技能と知識を身につけたい人は、ぜひ応募してください。

1. 訓練職種と定員

イ. 電気機器科 30人

ロ. 溶接科 30人

2. 募集期間

昭和56年11月2日～11月21日

3. 選考日

昭和56年11月27日（金）

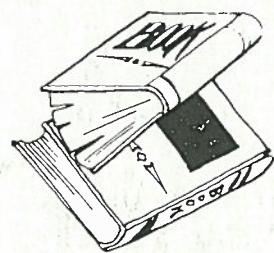
4. 選考場所

福島県立白河職業訓練校

5. その他

詳しいことは、本校または、最寄りの公共職業安定所にお問い合わせください。

入校案内等お送りします。



郵便局からの

お知らせ

郵便局では、みなさまからお預りした大切なお金を財政投融資として「豊かなくらしと住みよい社会をつくる」ために市町村等へ融資しています。

その残高は福島県内約1,200億円、そのうち西郷村には約2億円となっています。これらは区画整理、農業基盤事業、道路建設等の資金として、みなさまの日常生活のお役に立っています。

郵政省では10月を「豊かなくらしと住みよい社会をつくる郵便貯金月間」として全国的にP R活動を展開しています。郵便貯金についてのご意見ご要望はお近くの郵便局までご連絡ください。

シンナー・ボンドの禍から青少年を守ろう!!

し尿浄化槽設置者の皆さんへ

最近は、生活様式の高度化に伴い便所の水洗化が一般化し、快適で清潔な環境づくりが進められているところです。

そのため、し尿浄化槽を設置している皆さんは、すでに浄化槽の定期点検や清掃を専門の業者に委託するなどして適正な維持管理に努めておられるところですが、

し尿浄化槽が本県だけでも年1万基以上の増加を示している現在、その維持管理を更に徹底して行わなければならない状況にあります。

このため、このたび法令の改正により通常の維持管理（保守点検や清掃）のほかに毎年1回、厚生大臣の指定する機関によるし尿浄化槽の定期検査（法定検査）をうけて、維持管理の状況をチェックするよう義務づけられることになりました。

●検査対象し尿浄化槽

処理対象人員 500人以下のし尿浄化槽（一般家庭のし尿浄化槽も含まれます）

当面、検査は処理対象人員の大きな浄化槽（おおむね101人槽以上）から実施してゆく予定です。

法令の改正により
浄化槽の定期検査が
義務づけられました。



●検査機関

法定検査機関として「社団法人福島県浄化槽協会」が厚生大臣から指定されました。

●検査の内容と料金

この検査は外観検査（か、はえの発生、漏水など）機能検査（水素イオン濃度など）及び、書類検査を浄化槽の設置場所で行い、その判定結果を浄化槽設置者に通知し、維持管理が不適正と認められる場合は速やかに対策を講ずるよう設置者に助言するものです。

検査料金

| し尿浄化槽の規模 | 1基当り検査手数料 |
|--------------|-----------|
| 5人槽～ 20人槽 | 4,000円 |
| 21人槽～ 100人槽 | 8,000円 |
| 101人槽～ 300人槽 | 12,000円 |
| 301人槽～ 500人槽 | 16,000円 |

検査の実施は、ハガキで通知しますので必ず受けるようにしましょう。

検査申込み先

〒960 福島市松山町69-2

社団法人 福島県浄化槽協会 検査委員会

☎0245-31-1766

電話による検査予約も受け付けております。

〔注〕定期的な維持管理又は清掃契約に基づく検査とは別な法定検査です。

上記、または 福島県保健環境部環境保全課

☎0245-21-1111 内線3675

白河保健所衛生課

☎02482-2-5441

●し尿浄化槽の正しい使い方

